

# 此花西部臨港緑地エリア 水辺賑わいづくり事業

## 安治川右岸（桜島入堀上流）の現状報告

～事業者公募内容の一部変更について～

令和5年2月1日

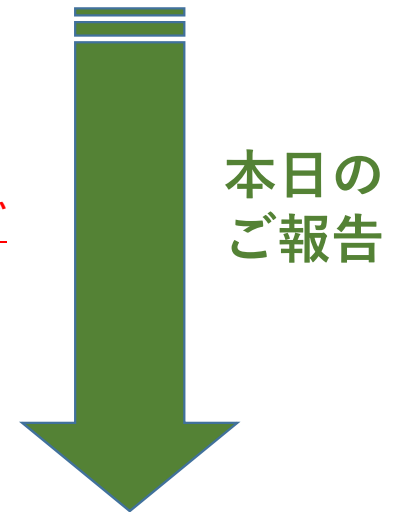
此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会

## 【これまでの取組経過】

- ・ 令和3年12月1日 此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会設立  
(第1回協議会)
- ・ 令和3年12月15日 第1回協議会審査部会
- ・ 令和3年12月24日 第2回協議会
- ・ 令和4年1月26日 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会・河川区域の効果的な活用について（答申）

---

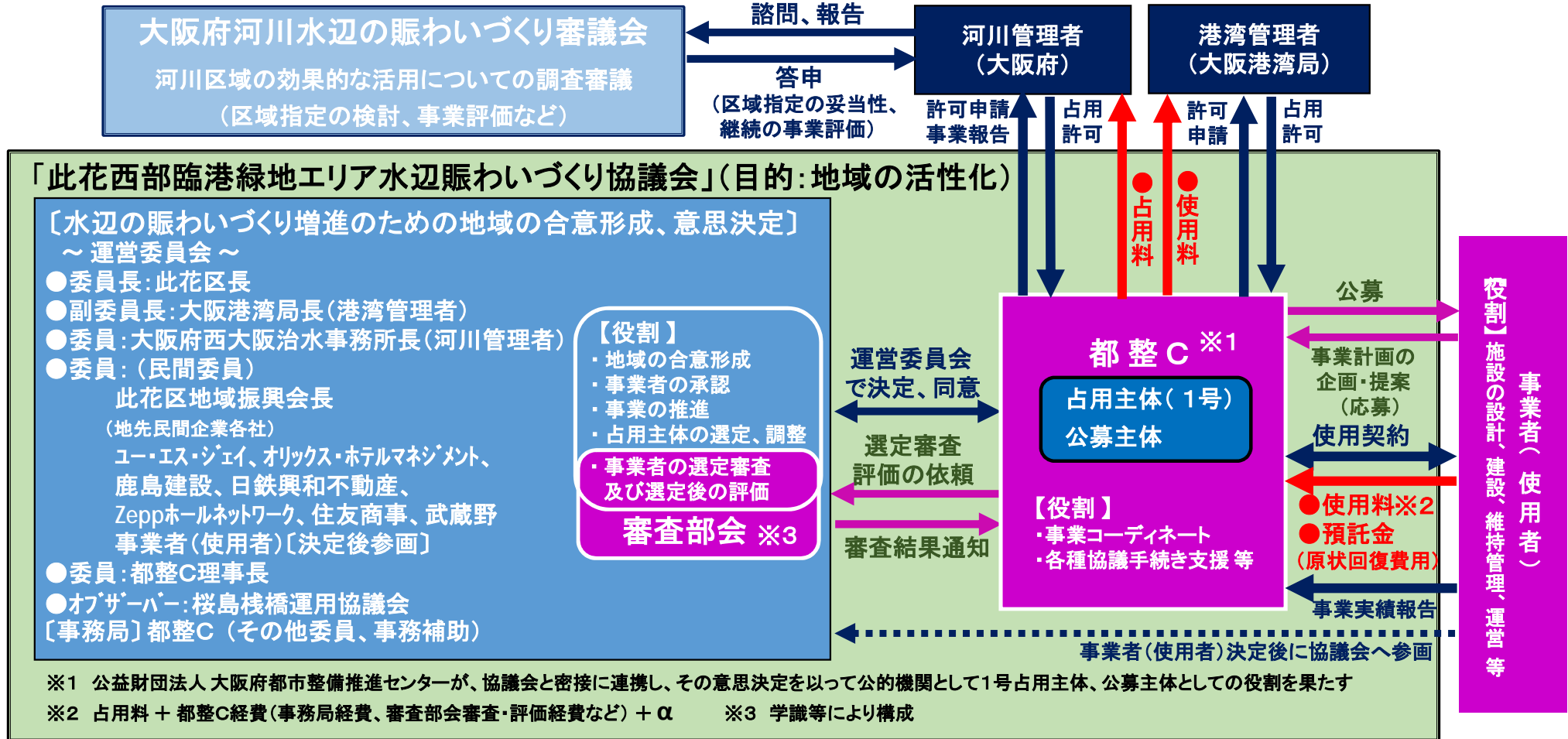
- ・ 令和4年3月7日 大阪府による都市・地域再生等利用区域指定
- ・ 令和4年4月19日 第3回協議会
- ・ 令和4年5月～ 事業者公募に向けた検討、リーガルチェック及び事業者ヒアリング
- ・ 令和4年9月30日 第2回協議会審査部会（事業者募集要項案の検討）
- ・ 令和4年10月12日 第4回協議会（事業者募集要項案の報告）
- ・ 令和4年11月17日 公募開始



# 事業のスキーム

前回の審議会（R4.1.26）  
資料の抜粋

- 大阪市長から大阪府知事（河川管理者）に対して「都市・地域再生等利用区域」の指定を要望し、それを受け知事が「大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会」に諮問、そしてその区域指定妥当の答申に基づき、知事から此花西部臨港緑地エリアの「都市・地域再生等利用区域」の指定を受ける
- 臨港緑地として大阪港湾局が河川敷の占用許可を包括的に受けているが、都整Cが、事業者の店舗等の収益施設を設置する範囲の許可を別途受け、事業者は、都整Cとの使用契約に基づき、当該施設の運営管理に関する一切の責任を負う。なお、事業者の整備する臨港緑地施設については、別途、港湾管理者と事業者で協定を締結し、相互の役割を確認する。



# 令和4年1月26日 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会

河 賑 審 第 3 号  
令和4年1月26日

大阪府知事  
吉村 洋文 様

大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会  
会長 橋爪 紳也

河川区域の効果的な活用について（答申）

令和4年1月26日付け、河賑第1419号で諮問のあった標記について、下記のとおり答申します。

記

- 1 都市・地域再生等利用区域の新たな指定について  
審議の結果、安治川右岸（桜島入堀上流）における都市・地域再生等利用区域の指定は、妥当であると判断する。ただし、河川区域等の利活用にあたっては、大阪府河川構造物等審議会における「安治川（此花西部臨海地区）護岸について（答申）」を踏まえ、河川管理者は事業者に、護岸及び堤防に影響がないことを示す資料の提示を求め、安全性を確認すること。
- 2 水辺の賑わい創出事業者の事業評価について  
審議の結果、尻無川河川広場における事業継続は妥当であると判断する。
- 3 河川敷地の利活用にあたっての留意事項について  
河川敷地の利活用を進めるにあたり、治水、利水、環境面に支障が生じないことを確認するとともに、利用者の安全確保が図られるよう、河川管理者と事業者において十分調整を行うこと。

1 都市・地域再生等利用区域の新たな指定について  
審議の結果、安治川右岸（桜島入堀上流）における都市・地域再生等利用区域の指定は、妥当であると判断する。ただし、河川区域等の利活用にあたっては、大阪府河川構造物等審議会における「安治川（此花西部臨海地区）護岸について（答申）」を踏まえ、河川管理者は事業者に、護岸及び堤防に影響がないことを示す資料の提示を求め、安全性を確認すること。

令和4年3月7日  
大阪府による  
河川敷地占用許可準則に基づく  
都市・地域再生等利用区域の指定



# 構想の二つの柱（1. 水辺遊歩空間の創出）

前回の審議会（R4.1.26）  
資料の抜粋

## 1. 水辺エリアの賑わいを創出することで、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンやシティウォーク、ユニバーサルポートなど周辺施設と一体となった魅力的なアーバンリゾートエリアを形成



### 水辺遊歩空間の創出

水都大阪を  
リードする  
シンボリックな  
水辺空間の創出

地域に根ざした  
まちづくり活動  
との連携形成

#### ■人の流れを呼び込む施設・運営計画

- ・魅力ある店舗、遊歩道、広場整備
- ・水辺を親しむ空間形成
- ・集客が期待できる店舗運営 等

#### ■回遊性に優れた動線計画

- ・周辺施設から遊歩空間への往来を快適につなぐ

#### ■魅力ある水辺景観の創出

- ・周辺施設と調和のとれた施設計画
- ・都心、大阪湾の眺望を活かした視点場形成
- ・対岸、船上からの視対象としての景観形成

#### ■賑わい・活気にあふれた活動の展開

- ・水辺利用を促進する賑わい事業
- ・人々を惹きつけるプロモーション活動

#### ■地域と連携した取組みの推進

- ・地域の事業者や住民等による地域貢献活動 等

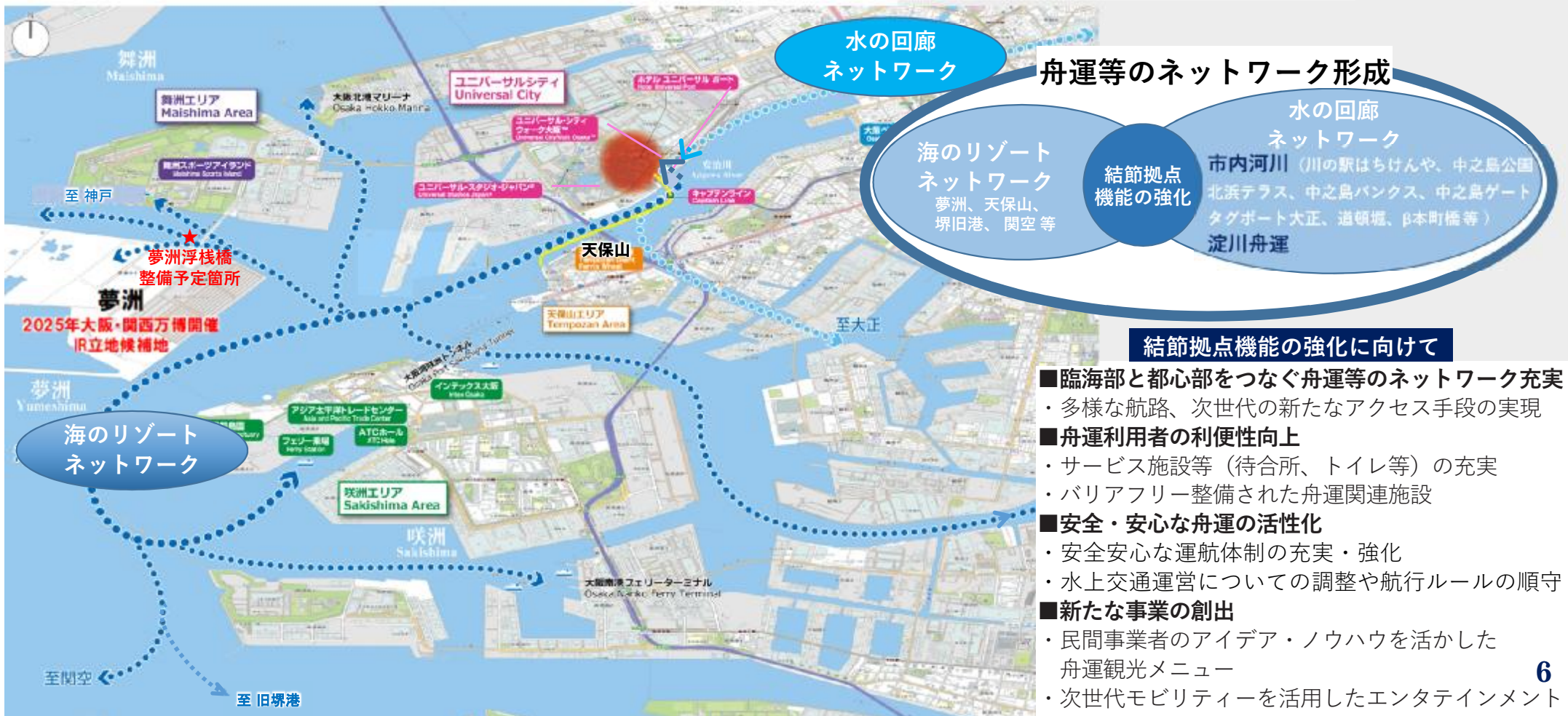
#### ■安全・安心な水辺空間の形成

- ・安全安心な遊歩道、広場整備（保安対策）
- ・災害に対する安全対策、連絡体制の確立

# 構想の二つの柱 (2. 舟運等のネットワーク形成)

前回の審議会 ( R4.1.26 )  
資料の抜粋

## 2. 海のリゾートネットワーク(臨海部)と水の回廊ネットワーク(都心部)をつなぐ 水上交通や次世代モビリティなどの結節拠点として多様なネットワークを形成





## 【事業者ヒアリングの概要】

### 【事業者ヒアリングの実施について】

- ・ 1月～ 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会の答申以降、随時間合わせ及び意見聴取
- ・ 8月29日～9月6日 対面によるヒアリング 5社（建設会社、不動産会社）
- ・ 9月6日～ ホームページによる意見受付 3社（建設会社、不動産会社）

### (1) 本事業エリアに関する印象について

- ・ 川船と海船の乗り換え箇所、交通の結節点であり、良好な水辺の景観、後背地にUSJ、対岸に天保山があるなど**ポテンシャルは非常に高い**。
- ・ 一方で、駅や公共道路側からの視認性が悪いこと、細長い敷地形状であること、接道が少なくインフラがほとんど未整備であることに於いて工夫が必要。

### (2) 公募条件の設定について

- ・ 栈橋を整備してチャーター便等の**舟運事業も検討している**ので、**提案可能としていただきたい**。
- ・ 船上食事施設のような水上施設が設置可能な公募条件としていただきたい。
- ・ 事業期間が最長 20 年であることは妥当だが、最もコストがかかるインフラ整備の負担が大きすぎる。
- ・ 舟運はこの場所は景観が変化に富んでいて、万博会場や I R 整備が予定される夢洲に近く実現すれば面白い。空飛ぶクルマはこれから注目されるので、提案対象とすることに前向きな声もあった。

### (3) 応募及び投資意欲について

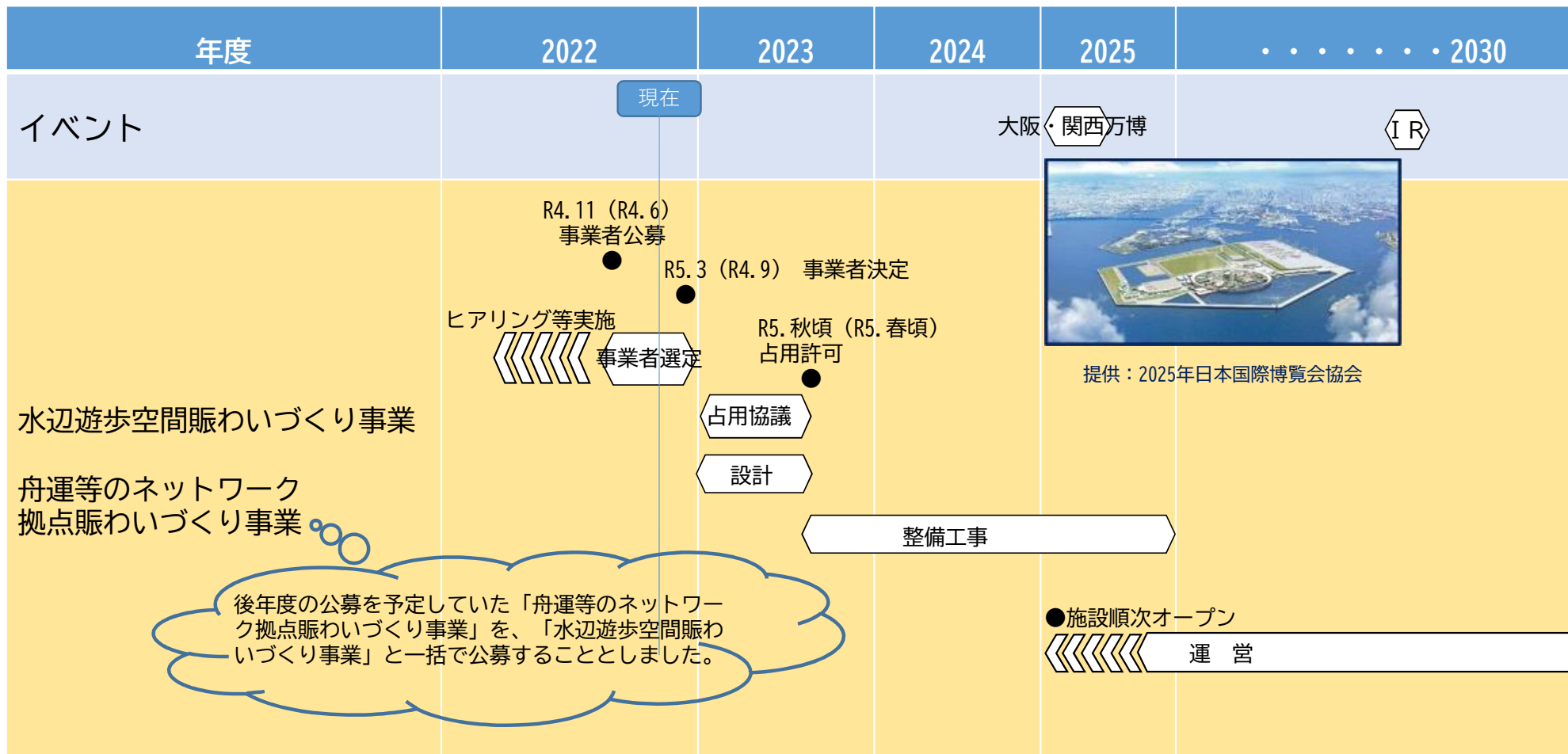
- ・ インフラの状況や施設立地可能範囲など考えると隣接権利者以外は提案しづらいが、**隣接権利者は水辺整備にコストをかけて、たとえ占有できなくても自己敷地の価値向上につながられるのでメリットが大きい**。

協議会で議論を重ね

- ・ 事業者ヒアリングの結果をふまえ、**後年度に公募を予定していた「舟運等のネットワーク拠点賑わいづくり事業」を、「水辺遊歩空間賑わいづくり事業」と一括で公募することとした**。
- ・ 事業者ヒアリングや事業スキームの検討に期間を要したため、都整センターが**占用許可を受ける時期及び都整センターと事業者との間で使用契約を締結する時期を令和5年春から令和5年秋と想定**。

# 【今後のスケジュール】 (令和5年2月時点)

※ ( ) は前回審議会でご説明したスケジュール





## 【募集要項の概要】

### 【事業提案を求める内容】

#### (1) 水辺遊歩空間賑わいづくり事業

- 1) ハード事業（魅力ある遊歩道、広場、店舗等の整備）
- 2) ソフト事業（水辺利用を促進する賑わい活動）

#### (2) 舟運等のネットワーク拠点賑わいづくり事業

- 1) ハード事業（舟運ネットワーク拠点となる施設等の整備）
- 2) ソフト事業（舟運施設等を活用した賑わい事業）

#### (3) 地域に根ざしたまちづくり活動との連携形成事業

#### (4) 維持管理・運営事業

### 【事業期間】

本事業開業日から最長20年

### 【公募スケジュール（予定）】

令和4年11月17日	公募開始
令和5年2月17日	応募書類の提出締切
令和5年2月27日	プレゼンテーション・審査
令和5年3月中旬	事業予定者の決定・結果通知

# 参考資料

※前回審議会（令和4年1月26日）資料より抜粋  
出展：此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり構想（令和3年12月24日）

# エリアの概要

## 1. 大阪都心部から近く、鉄道駅2駅からアクセス良好で希少な水辺空間が存在するが未活用

- 大阪市街地から電車で15～20分、最寄り駅から徒歩5分で水辺空間にアクセスが可能
- 臨港緑地の現状は、遊歩道施設等の破損や未整備箇所があり、大半が未供用となっており水辺へのアクセスができない。**ユニバーサル・スタジオ・ジャパン**や**シティウォーク**との相乗効果が発揮されず、また、大阪都心や大阪湾を眺望できる好立地特性も活かされていない状況



### 〔水辺空間の現状〕





# 事業の基本計画案（配置イメージ例）

前回の審議会（R4.1.26）  
資料の抜粋





# 事業の基本計画案（イメージパース）

前回の審議会（R4.1.26）  
資料の抜粋

